

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東海労働組合

発行人 木下 和樹
編集人 高山 浩

2019年
11月1日
第418号



JR東海労

http://jrroukairou.sakura.ne.jp/

台風19号計画運休で問題が続出！

解明要求の申し入れ提出

10月12、13日にかけて東海・関東・東北地方を襲った台風19号で、JR東海をはじめJR他社や私鉄各社は、12日の計画運休を発表しました。列車は終日動きませんが、社員は交通手段を駆使したり、前泊するなどして、ほぼ所定に出勤しました。しかし、現場では「全面運休で乗務する列車がないから、ノーペイ」と言う管理者がいます。新幹線運輸職場でも11日泊勤務の社員で、12日は丸1日職場に拘束され、13日退出(2泊3日の勤務)となっても「12日は労働時間にしない」と言う管理者がいます。しかし、勤務認証は全く答えられませんが、乗務員は列車が動かなくても出勤し出勤点呼を受け、乗務できるよう準備しています。出先地で拘束されるのも会社の責任です。問題は、労働時間や乗務員に関わるものだけでなく、年休の強要や一方的な休日の買い上げ、猛烈な雨の中で交通手段が遮断された状況下での出勤強要などが行われました。

以下、申し入れ項目です。
① 計画運休を会社として決定した日時を明らかにすること。
② 計画運休実施に伴い、労働基準法第33条に基づく行政官庁の許可による時間外労働あるいは休日労働が発生したのか、明らかにすること。
③ 就業規則第93条の「災害時等」の意義を明らかにすること。
④ 現場の管理者が「ノーペイ」という言葉を使っているが、どのような意味で使っているのか明らかにすること。
⑤ 乗務員については、就業規則第93条(災害時の勤務)が適用されたと考えるが会社の見解を明らかにすること。

⑥ 計画運休のため2泊勤務になることを出勤してからのお知らせができない。従って会社が食事等の手配をすることや、当該乗務員個別に通知するべきである。見解を明らかにすること。
⑦ 猛烈な雨が降っているのに「何が何でも出勤せよ」と管理者が社員に強要した事実がある。この行為は社員の安全を全く考えてない指示である。会社の見解を明らかにすること。
⑧ 12日の出勤時刻を21時に変更された乗務員に対し、「交通機関が動いていないうちに出勤せよ」というのは指示なのか、明らかにすること。

⑨ 11日出勤の新幹線乗務員の多くが出先地で2泊を強いられたが、これを回避する手段を取らなかった理由を明らかにすること。
⑩ 在来線乗務員で2泊勤務を強いられた乗務員は発生したのか、明らかにすること。発生したのであれば回避する手段を取らなかった理由を明らかにすること。
⑪ 11日出勤(泊勤務)した社員が11日のうちに勤務終了した場合、12日の勤務認証を明らかにすること。
⑫ 12日が勤務アケの社員が所定時刻より早く勤務終了となった場合の労働時間の考え方を明らかにすること。
⑬ 12日出勤の新幹線乗務員が所定に出勤したところ「労働時間ゼロの勤務」と通告され、すぐに退出したというケースがある。このような取り扱いは就業規則の何条に基づき指定したのか、明らかにすること。
⑭ 「⑬」に関して、出勤させておいて「労働時間がゼロ」ということはあり得ないと考える。会社の考えを明らかにすること。
⑮ 12日出先地で24時間拘束された乗務員の勤務認証(労働時間の考え方)を明らかにすること。

⑯ 「⑮」に関して、会社の都合で拘束していることである。労働日で労働時間がゼロなどということはあり得ない。待機あるいは業務を指定するべきである。見解を明らかにすること。
⑰ 12日に帰着できず公休日の13日まで勤務した乗務員が発生した。現場管理者は当該乗務員の勤務終了後、「13日は休日勤務である」と述べているが、所定に出勤した後に休日勤務が指定できるのか、明らかにすること。またその就業規則上の根拠を明らかにすること。
一方、新幹線乗務員職場で10月25日、掲示が掲出されました。内容は、①計画運休により労働しなかった時間は特段指示がない限り「労外」とする、②行き先地または途中において泊数が増加した場合(1泊2日勤務が2泊3日)は、就業規則第93条2項を適用し、2日目の勤務時間がゼロあるいは7時間未満だった場合は、7時間労働したものとす。3日目が特休・公休の場合は、休日等勤務とする、というものです。
本部は、この掲示の内容で、理不尽な扱いがあるとして、会社の姿勢を糾していきます。



稲妻 リニア山梨実験線の車両火災事故が発生した。作業員3名が負傷、消火に1時間以上もかかったという。これは、相当な規模の火災だと想定される。しかしその後、これらに関する報道はほとんどされていない▼当初会社は、公表するかどうかは未定としたことから、今後火災事故の調査結果などの情報公開を行わないと考えられる。いやむしろ、圧力をかけて報道させないようとしている▼このように火災事故を起こしている火災事故を起している。火災は強行実施した。火災は走行に関係ないとの見解だが、言い換えれば火災が発生しても走り続けるということなのか？まさに、2015年に発生した「のぞみ225号」火災事件は他人事。体験乗車の乗客は、モルモット扱いなのか？▼そのような中、静岡新聞、神奈川新聞、信濃毎日新聞、岐阜新聞、山梨日日新聞の5紙は、連携企画として「リニア沿線課題山積」と題する特集記事を大々的に掲載した。共通点は、JR東海が住民の理解を得ないまま、工事を強行しようとしている傲慢な姿勢について問題提起している▼人々の犠牲の上につくられようとしているリニア中央新幹線。即刻、工事を中止せよ！

リニア 火災事故

「体験乗車」は中止せよ！ 緊急申し入れ

山梨リニア実験線車両基地で10月7日、車両火災が発生しました。マスコミは、「車両点検中に機械から出火、約1時間20分後に消し止められた。火は作業員の衣服に燃え移り、社員2名が重傷、機器メーカー社員が軽傷を負った。JR東海東京広報室は当初、『詳細を把握していない。公表するかどうかも未定』と



していたが、その後取材に応じ『電気回路のスイッチを入れたときに発火した』と公表』などと報じました。リニア中央新幹線は、ルートの80%以上がトンネルです。もし、営業列車で火災が発生したとすれば、一大事です。逃げ場を失った乗客の多くが犠牲になるのは明らかです。リニア車両火災は過去、1991年に宮崎県の実験線で、タイヤのパンクが原因で車両が全焼する事故が起きています。本部は10月11日、安全上重大な問題であるとして、「山梨リニア実験線における火災に関する申し入れ」(「申第13号」)で団体交渉の開催を要求

しました。以下、申し入れた項目です。
① 報道によれば、試験車両の内部で発火し燃え広がったと考えるが、発火の原因、発火箇所、延焼範囲、消火作業など、火災の詳細を時系列で明らかにすること。

② 「社員2名が重傷、機器メーカー社員1名が軽傷」という報道内容は事実か、明らかにすること。
③ 報道内容からすれば相当大きな車両火災で、しかも社員と関係会社の社員が被災したのにも関わらず、事象を公表

しようとしなかったのか、明らかにすること。
④ 「走行とは無関係の機器のトラブルで走行に支障がない」として、「体験乗車」を実施するとも報道されているが、火災の原因が判明するまで「体験乗車」は中止すること。

川本裁判不当判決、控訴して闘う！ 新幹線地本が報告集会開催 水野裁判は結審



東京第一運輸所分会の川本正行さんが2017年夏のボーナスをカットされたことは不当だと訴えていた裁判で10月18日、東京地裁は不当判決を言い渡しました。川本さんは、何度も管理者から執拗に添乗され、基本動作の用語と違う喚呼をしたことを「非違行為」とされました。川本さん本人は、身に覚えがないことばかりで、会社によるJR東海労組員への狙い撃ちだと訴えました。しかし、裁判所は「『手控えメモ』をシミュレーターで廃棄した」との被告側証言を全く疑うこともせず、会社の主張をそのまま受け入れたのです。

新幹線地本は同日、裁判報告集会を開催しました。多くの組合員・OB

をはじめ、裁判闘争を共に闘っている新幹線関係者の仲間も駆けつけました。報告集会で川本さんは、不当判決を許さず控訴して闘うと、堂々と決意表明を行いました。集会では、提訴後、添乗の激減とボーナスカットがなくなったことは大



きな成果であることを全体で確認しました。また同日、会社を相手取り闘っている水野良則さんの損害賠償請求裁判が結審しました。集会で、連帯挨拶に立った水野さんは「JR東海ユニオン



にいるときは、一人で闘ってきた。JR東海労に加入してから、支えてくれる仲間ができた。裁判に勝っても負けても、高裁で闘う」と、川本さんと共に闘う決意を表明しました。



**都労委完全勝利！
東京車両所分会が
報告集会と祝勝会を開催**

東京車両所分会は10月5日、東京都労働委員会より出された9月4日の勝利命令を受け、中小企業センターで「診断書強要都労委完全勝利報告集会」と「祝勝会」を開催しました。集会には多くの組合員・OBが結集しました。集会では、都労委命令書の内容の意義と成果を確認しました。

サークル行事案内

第26回ゴルフ大会
11月6～7日 静岡県菊川

第24回登山大会
12月5～6日 筑波山

一方会社は、この命令書を不服として9月18日、中央労働委員会に再審査申し立てを行いました。分会の仲間全体で、中央労働委員会においても全力で闘うことを確認しました。

年末手当3.5ヶ月要求！

- ★専任社員にはプラス5万円を支給せよ
- ★不当な年末手当のカットをやめること
- ★回答は11月7日までにすること
- ★支払いは12月2日までにすること